新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和3年9月9日(木曜日)

総務消防委員会

日時 令和3年9月9日(木曜日) 午前9時00分 開会 場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

第88号議案「質疑・討論・採決」第89号議案「質疑・討論・採決」第90号議案「質疑・討論・採決」第91号議案「質疑・討論・採決」第136号議案「質疑・討論・採決」

出席委員(6名)

委員長 小野田直美 副委員長 佐宗龍俊

委 員 柴田賢治郎 山田辰也 長田共永 滝川健司

議 長 鈴木達雄

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書 記 後藤知代

開 会 午前9時00分

〇小野田直美委員長 ただいまから総務消防 委員会を開会します。

本日は、8日の本会議において、本委員会に付託されました第88号議案から第91号議案まで及び第136号議案の5議案について審査します。審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第88号議案 新城市個人情報保護条例及び 新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田辰也委員。

〇山田辰也委員 昨日の本会議の説明で、い ろいろ問題点とかいろいろな点の説明を受け たんですが、このバスというのは車の免許が なかったりのお年寄りのために市内を循環さ せる、それが目的で、市民福祉のためだとい う観点だと私は思ってます。ですからこの市 民の福祉の点から見ますと、たとえ合理性と かそういうものを考えても、そのバス停を廃 止するというのはどうも納得できないところ があるんです。

それでその中でちょっと疑問に思った点は、現在のバス停を残すということなんですが、もっくるのバス停を造るに当たって、さきの質疑の中で、実際に見に行ってきたんですけど、もっくるの中にバス停を造ったときに、ここにお年寄りとか、そういう方たちが来るんですけど、どうもあの狭いバス停では危険度があるものですから、そういう点を考えると無理に古いところを廃止する必要はないと思いますけど、その合理性なのか、安全性を考えて、私は残すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 危険というところのお話しがございました。現在、実をいいますと、もっくる新城内で工事等を進めておりまして、やはり車、バスが入るというところがございますので、やはり危険度は増すと思います。

それでその工事で、やはり歩行者と車のちゃんとした分けというか、そういったものを施す工事をしておりますし、歩くエリアというか、そういったエリアもちゃんと確保しながらバスを止めるところを色で分けながら、歩車分離というのでしょうか、そういった施しをして対応したいなと思っておりますし、また雨宿りのできる屋根だとか、トイレだとか、休憩できる椅子等もございますので、もっくる新城内にバス停を置き、乗っていただく方の利便性を上げていきたいなと思っております。

以上です。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私も子どもの送り迎えで、 歩車分離にして安全面を考えてやりましょう

と新城警察署から出て、いいなと私は思いま した。ですから今の歩車分離については納得 できる点があるんですけれども、どうもあそ こは狭いと。先日の高速バスを止めたり、J Rバスはちょっと分からないんですけど、練 習をしておりましたけど、どうも入り口から 入ってきたバスが右へ大きく振って、場所は 観光協会でちょっと聞いたら、足湯の辺とか、 あの辺じゃないかとは思うんですけど、トイ レがあるから便利かもしれないけど、どうし てもこの入り口のところの車というのは出て くる人も危ないし、これから乗る人も、車で 送ってきてもらうというのかもしれませんけ ど、自転車で来たりすることもあるもので、 その辺を考えるとあそこはちょっと狭過ぎる んじゃないかと、そういう感じがありますけ ど、道路でも歩車分離にした場合は、かなり 広く取ってあるんですけど、あそこは狭いと いう、そういう感じは現場を見て思わなかっ たでしょうか、伺います。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 確かに 十分なという、面積的なものは限られていま すので、そういったところはあるかと思いま すが、しっかりとその道路のほうに施しをし て、車と歩行者の分けというものをしっかり して対応したいと思っております。

以上です。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 対応したいということで、 今後の課題だということだと、そう今感じた んですけど、もっと早いうちにこれを考える べきだと私は思いました。

もう一つのほうの、ふやすほうは、これはいいなと思ったんですけど、減らす点についてと、このもっくるの場所の設定がどうも危険が伴うなというところが、納得できないところがあるんです。

費用対効果を考えたり時間を考えると、減

らすというのは非常にいいかと思うんですけ ど、お年寄りは足の確保であって、乗れば時 間がかかっても仕方がないと思ってるんです。

ですから例えば豊川、一宮ですが、コミュニティバスというのは小まめにとまるんです。東上の駅でとまって、その次がグリーンセンターの農協のコンビニでとまって、その後は、今度は農協のお金をおろしたりするところで止まって、その次はすぐ近くの江島の駅なんですが、やはりふやすことが私は必要で、こういう安易に減らすことをすると、今後の辺を心配しておりますけど、今後の老人たちの大事な足をとめるようなことにならないかと心配しておりますけど、いかがでしょうか。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 お年寄りの、高齢者の方の足ということで、とめるというお話がありましたけれども、とめるということは思っておりません。継続してこの 湯谷温泉もつくる新城線を運行し、もちろんそしますし、本長篠駅前でも飯田線とも連結するところで、利便性を上げながらこの湯谷温泉もつくる新城線を運行していきたいと思っております。

以上です。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 今、足をとめると、ちょっと言い方が悪かったんですけど、今後、新城市は高齢化になっていって、外へ出るようにこういうものをつくっていただかないと、家の中のひきこもりとか、そういうのがふえてしまうということをちょっと言いたかったんです。

もっと80歳を超えていくと、まだ新城では

たくさんの高齢者が免許証を持っているんですけど、そういう方がいずれ返したときに、外に出るためにはどうしてもこの市営バス、これが必要だということで、もっと充実したいと思ってたところでこの廃止案というのが出てきたものですから、ちょっとこれは厳しいんじゃないかなと思っておったところなんです。

まだ私は先ほどの話の中で、もっくるの中の利点と、その市バスのバス停ですが、これはもっくるをつくるのも必要ですが、あからさまに廃止するというのは、やはりイメージ的に悪いんじゃないかと思うんですけど、市民への告知で残念がられるような話というのは、今までの会議の中ではなかったでしょうか、伺います。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 地域の 方の八束穂バス停となりますと、八束穂区の 方、区長さんのほうにお話をさせていただき、 若干、今のところよりもやはり少し動かなく ちゃいけないというところはあるんでござい ますが、やはりその屋根とかトイレとか、休 む場所というところを御理解していただいて、 御了解いただいたという過去の説明会という か、お話をさせていただいたことはございま す。

以上です。

〇小野田直美委員長 よろしいですか。ほか に質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは少し確認します。

この停留所の新設のそもそものあれなんですけれども、以前そこに山の湊号の停留所といったときに、もう無理です、できませんという経緯から、何でできるようになっちゃったのかな。それでできないからあそこのもっくる南をわざわざつくって、パークアンドライドじゃないですけど、そういった利便性を

図ったのに、いつの間にかできるようになってしまった。

何が変わってできるようになったのか、JR関東が来るのか公安が緩くなったのかは分かりませんけどどういう経緯で、できないといってさんざん我々も提案したけど、できないといったのができるようになったのか教えてください。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 まず、 以前より警察のほうと乗り入れについてお話 し合いをしておりまして、その協議が公安の ほうで御了解いただいたというところで、そ れでバス停をという流れになりました。

以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと弱いな。前回も公安が、あのスペースに乗用車と人の流れと、バスの流れが混在することは大変危険であるからもうできない、無理ですと言われとったのが、公安が今度はどうぞというわけないし、何が変わったらそんなに、法律が変わったのか、何か条件が変わったのか、その辺が私は理解できないんです。もう一度お願いします。 ○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 すみません、警察と協議を継続してきたのは、どうそこに乗り入れるか、方法とかその車の動きとか、そういった制限をどのようにしたらできるのか。公安、警察側からの意見でできるような形に話がまとまったので、要は一方通行だとか、ちゃんと歩車分離の明確なところをするとか、そういったところの交通安全対策をしっかりとするというところがクリアできたものですから、御了解を得たというところでございます。

以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それだったら最初からそれをやっていればできたじゃなかったですか。 今の理由で言えば、そこまでちゃんとしてやったから公安が許してくれたのなら、最初のときだってそれも当然、そういう設定とか説明をすれば許してもらえたはずなのに、公安の担当者の気分が変わったのかは分かりませんけど、これ以上は言いませんけど、そういうちょっと整合性がないのかなと思ってます。バス停ができるとそこへSバスと、山の湊号も寄るのだったかこれは、山の湊のところにも寄って、それでJR関東もそこを使うと。

それで時刻的にその3台が同時にそこへ来ることはないと思いますけど、そんなことになったらえらいことですけど、それであそこは御存じのように、連休のときですとか大きなイベントのときは大渋滞です。それで駐車場も入れない、インターから下りてきた車すら動けないような状況が発生して駐車場も入れない。それで満車になって県の資材置場のところへとめるというような状況が発生するということが年に数回あるんですけど、そういうときにバスも当然、動けないです。

それで、そういう状況でもその路線、多少はバスの時刻が遅れても時間がかかれば入れるのかもしれませんけど、そういう状況も発生するという前提でやられていることだとは理解しておきます。

それでもっくる新城のバス停ができることは、利便性は上がるという意味ではいいかと思うんですけれども、そこのバス停を利用する、今回は市営バスの管理に関する条例なもので、ほかのバスのことはあまり言ってもあれですけど、昨日はJR関東のバスがそこを使う場合、パークアンドライドの話しも出たし、そのときは駐車場に余裕がないもので置きっ放しにされても困るでしょうし、もっくる第2駐車場を、砂利で草だらけのところですけど、そこを使うのか、あそこはこれから整備するのかは知りませんけど、そこを利用

してくださいというような話です。それでそこから歩くとなると、またとても大変、従業員の方もてくてく歩いてるんですけれども、ほとんどはあそこの従業員の車でいっぱいです。

それでどういう形でさらにあそこを、市の 土地がもう少し余裕があったのかな、それで 広げていかれるのか、雨が降ると泥でぐじゃ ぐじゃになるようなところです。それでもっ くるの従業員が、もっくるの第2駐車場と言 いながら、もっくるの従業員がほとんどを使 って、しかも無料で使ってますよね。そうい う使い方に対しても問題があるんじゃないか と言ったんですけど、今回の条例と関係ない と言われればそうかもしれませんけど、そう いう状況の中でもやっていくということなん ですけど、その辺について少し対策と見解を お願いします。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 一般質問の答弁でもさせていただきましたけれども、あの位置の市の所有地を使って、砂利敷きの駐車場を整備していきたいという方向ではおります。

ただ、やはり細長い土地で、あまり面積的にも見込めないところではあるんですけど、市の土地であるというところで、歩いていただくというところにはあるんですけど、そちらのほうで整備をしていきたいと考えております。

以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 あそこの第2駐車場に止めた場合に、旧151を歩いてくると、ガード下というかトンネルのところで歩道もないんです。それでそこまでは歩道的なものはあったとしても、そこはやはり下をくぐるところは歩道もなくてすごい危険です。ですから従業員の方はずっと右側へ行って大回りして、イ

ンターの信号まで行って、またぐるっと戻っ てくるという、そういう使い方をしています。

あそこは何で歩道をつけなかったのかなというのを今ずっと疑問に思ってるんですけど、今さらつけられないのでいいですけど、その辺のことも配慮して、どういうルートを通るのかとか、その辺も必要かと思います。今回の条例とはあまり関係ないかもしれませんけども、そういったことが感じられました。

それからこれは湯谷温泉もっくるじゃなく 鳳来寺線であったか、これは開設して1年たってないですよね、たしか。去年でしたか、 去年の10月からで、1年たってないのにバス 停をつくるとは、それじゃ最初に路線をつく るときにどういう議論をしたのかなと。それで今回は総合公園のための利便性というか、 公共交通機関といって、ではそれを最初に開設するときに何でそういう議論をしなかったのか。それで1年の間に何でそういう需要、 必要性がまたできてきたのかというのがすごい疑問なんです。

それで本会議の答弁では、総合公園に年間 24万人で、月に2万人というけど、とてもち ょっとそんなイメージはないんですけど、大 きなイベントだとか、新城ラリーで多くの人 が見えるということはわかりますし、1日二 万人の利用があるから、それの一部でも公共 交通機関を利用して、それでわざわざ私はバ スじゃなくても、ほとんどの方がJRの大海 駅で降りて歩いていくのが一番近い公共交通 の使い方だと思うんですけれども。バスで使 うというイメージが湧かない。要するに鳳来 地区の人がバスで総合公園まで行くというイ メージでやっているのかな、なんて思ったん ですけど、そういう要望、需要が開設して1 年たたないうちに、そういった意見が上がっ たのか。だけどそんなのは、この路線をつく る前からそんなことまで調べておけば、最初 からここへ総合公園のバス停もという話にな るはずなのに、何があって総合公園に、新設

して1年もたたないうちにバス停をつくるのか、その辺の経緯と理由を教えてください。 〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 総合公 園への乗り入れの理由というお話でしたけれ ども、湯谷温泉もつくる新城線の、もちろん その地域の住民の方の足、それと鳳来寺山や 湯谷温泉への観光客への利便性の向上という ところで開設したわけなんですけれども、総 合公園にもそのお客様がお見えになるという ところ、そしてフォレストアドベンチャーや 管理されている県の方の御意見を伺って、名 古屋方面からお見えになる方が多いというお 話がありまして、そこで湯谷温泉もつくる新 城線をちょっと延伸して総合公園のほうに入 るように、乗り入れをするようにすれば需要 があるんじゃないかなというところで、話を 進めて御了解を得て、今回の改正という形に なりました。

以上でございます。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 総合公園にできたフォレス トパーク、それはもうこの路線を新設する前 からありましたよね。だからそれを理由にと いうのであったら、何で新設のときにそうい う要望とか、総合公園からの意見とか、その フォレストパークを利用する人たちの利便性 という、そんなのは1年前にできた話ですよ ね。それを今さらこじつけのようにつくると いうのは、しょんないしょんないと言っては、 聞いておくけど、言っていることがちょっと チャランポランというか整合性がないんです けど、今みたいな理由だと誰も納得しないの で、そんなのだったら1年前にやっておけよ という話です。新設するときにちゃんと検討 して、最初から総合公園にもバス停をつくっ ておけばよかったじゃないのというのが私の 疑問です。

それで総合公園のバス停のところも位置を

見させていただいたんですけれども、この駐 車場とかは、あれも当然、バス停という標示 をして、一般の車両が止まらないように当然 すると思うんですけれども、大きなイベント のときはあそこの駐車場もいっぱいになって しまうような状況ですので、その辺の問題も 後で発生するのかな、なんて思うんですけど、 それは発生してから考えるのかもしれません けど、そういう理由でということであればあ れですけれども、名古屋からのお客さんが、 このSバスを使って総合公園に行くというイ メージが分からないんですけれども、山の湊 号でもつくるまで来て、もつくるから総合公 園まで行くということを想定してるんですか。 そんな面倒くさいルートでフォレストパーク には、フォレストパークを使う人がわざわざ バスで来るのかなと、普通は乗用車で来て、 さっと行きますよね。それで乗用車に乗れな いような人がフォレストパークを使うという ことは、多分あり得ないと思っていますので、 どういう想定をして今の理由になったんです か、もう一度お願いします。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 フォレストアドベンチャーにお見えになる方、名古屋方面からお車で、今のところお見えになるというところ、またその総合公園の利用客の方も年間24万人弱いらっしゃるというところで、車でお見えになる方が多いんですけど、そのバスで行けるようになれば、バスに乗ってこちらまでお見えになる方々もいらっしゃるのではないかという、そういったところで寄る乗り入れを考えて話を進めてきたというところでざいます。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 弱い説明だけど、そんなのなら1年前にやっておきなさいよという話です。まあそれはいいです。そういう形でバス停の新設と廃止はいいです。

あと、このゾーン料金で、近設のところの ゾーンなら200円でいいのかこれは。1回乗 車に400円というと、新城から作手まで行く ときは、旧新城市内は200円で、それで作手 まで行くと400円になりますけれども、それ のイメージでいくと確かに旧鳳来と新城の境 が近接していて、その近いところは400円じ ゃなくて200円でいいということだと思うん ですけど、何かあまりお得感がないんです。 この路線などは別に全路線で200円でもいい のに、わざわざゾーン分けする必要があるの かなというように思うんですけど、そこら辺 の理由を教えてください。そういう決まりが あるのか、1回400円というと、すごい割高 に感じるし、それはそっちが安くて便利とい うイメージだったんですけど、旧鳳来から新 城の境を越えるだけで400円になるという、 この距離感とお得感がないんですけど、何で そんなゾーン別を採用しちゃったのか、こん なのはどこから乗って、どこで降りても 200円でいいじゃないですかと思うんですけ ど、いかがですか。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 この湯 谷温泉もっくる新城線の路線、その新城地域 と鳳来地域、地区をまたぐ場合は400円というところで、参考とさせていただいたのは、 やはり豊鉄バスの料金体系、運賃体系、運賃 設定のところをこの参考にさせていただき、近いところでもまたぐ場合は400円というところに設定させていただきました。 以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それはわかるけど、それじゃおかしいじゃないのというのがあれなんで、もう少しこの路線がずっと新城の中心部まで行って、市民病院とか市役所のほうまで来ておれば、鳳来の人が旧鳳来から新城またいで400円になるという了解があるんですけど、

旧鳳来を越えてすぐのところですので、それでわざわざそこを越えたら400円に、200円が400円になるという、何かすごい損したような気分だし、お得感が全然ないんです。

それは豊鉄の制度をまねしたというのは、 その理屈になるかもしれませんけど、ちょっ とその辺の設定が何でかなと、もっとその 200円のままでいいような気がしたんですけ ど、それを言ってもしようがないのでやめて おきますけど、そういった形でやると。

あと月別の乗車人数の資料をいただいたんですけど、秋になるとすごい利用客が多かったんですけど、それはどういったルートでその利用をされているのか、電車で来て本長篠とか、そういうところから乗り換えて行くのか、地元の人がわざわざこのバスに乗って鳳来山頂へ行くことはないと思うんですけれども、その辺の秋の紅葉シーズンの客の動向というのは、今回の条例とはあまり関係がないかもしれませんけれども、実績の中でそういった資料をいただいたのですけど、その辺の分析はどうなっていますか。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 11月に 3割を超える利用客の方がいらっしゃるということで、こちらにつきましては企画切符を つくっておりまして、名古屋からお見えにな って山の湊号でお見えになる、そこで湯谷温泉もっくる新城線に乗り換える。それで鳳来寺さんのほうに向かわれるという、そういった方に対しての企画切符を行っておりまして、その方が200人ほどお見えになるというところで、そこで利用客が多くなっているのでは ないかと分析しております。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると山の湊号との連結で、2次交通としての需要が予定どおりといってはいかんけど、そういった利用客のケースが多かったということだと理解しておき

ます。

あと本会議の中でも、一般、鳳来の地元の 方の利用状況で、バス停ごとの利用状況が分 からないということで、ちょっと分析ができ ないようなことを言ってましたけど、これは 何かいい方法があれば、どういったどのバス 停の利用が多いとか、そこまでの分析ができ るのかなと思うんですけれども、それがわか ったほうが今後のいろんな施策とか利便性の 向上に役立つと思うんです。その辺について はどういう対策を考えられたのか。

○小野田直美委員長 滝川委員、ちょっと条 例から外れてますので戻ってください。

○滝川健司委員 さっきから外れっ放しだけ ど。

〇小野田直美委員長 外れっ放しで、どこで 戻そうかなと思ってたんですけど、ちょっと 外れたので。

○滝川健司委員 ここで戻ってくるので心配 しなくても。

○小野田直美委員長 戻ってください。

○滝川健司委員 そういった形で、この本会 議でもPRが必要というような形でした。

それでこの路線はキャッシュレスじゃないよね。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 キャッシュレスではないです、現金をいただいて。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 なかなか条例改正に戻れなくなってきちゃったけど。

そういう形でこの路線を開設して約1年近くになるので、それなりの需要等があるし、新しいバス停をつくったり、もっくるにバス停ができることによって、どのような需要の掘り起こしとか、新たな需要ができるのかをまたしっかりとそのデータを取っていただいて、数字をはっきり報告できるようにしておいてください。

特に今は、もっくるのバス停ですとか、総 合公園のバス停の利用状況が分かるような形 で報告できるような形にしていただきたいと 思うんですけど、その辺の対策はいかがです か。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

〇白井 薫行政課公共交通対策室長 1つすみません、1つ前の質問の回答をちょっと直させていただいて、現金の方がほぼ多いんですけれども、PayPayを使えるようになってまして、ごめんなさい、ちょっと件数が少ないものですから忘れておりました。誠に申し訳ございません。

今回その運転手一人のために、ちょっとどこで降りた、何人降りた、乗ったという細かなところがないのでございますが、その乗降調査というものを1年に1回、もしくは2回ほど行っておりまして、やはりそのもっくる新城南から鳳来寺山という方が多いのでございますが、その地域の方の利用というものがまだ少ないというところでございまして、PRのほうももちろんしていかなくてはいけないというところがございます。

細かな総合公園のほうだとか、各バス停での乗車人数、乗降人数につきましては、安全第一ですので、運転手が1人の場合はちょっと厳しいのでございますが、乗降調査を行いまして実態の把握のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どういう形で乗降調査をやるのかは分かりませんけど、そのバス停でどの程度停車しているのか、普通の路線バスだとバス停があって、発進の前後を気をつけなきゃいけないですけど、この辺のもっくるの駐車場とか総合公園の駐車場のバス停というのは、その辺の安全性の余裕はあると思うし、そんなに数え切れないほどの人が乗り降りす

るとも思えませんので、せめてこの新設した バス停の利用状況というのを委託先に対して ちょっと調査をお願いするというのは可能だ と思いますので、ぜひその辺のデータを取っ ておいて、今後の利便性向上に生かしてもら いたいと思うんですけど、この路線について は既に1年近くが経過して、利用客もそれな りにあり認知されてますので、その路線に対 する反対とかは言いませんけど、利便性の向 上をより目指していただきたいというのが私 の意見です。終わります。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 本会議、また委員会で多くの質疑等で大分自身も分かってるんですが、 1点だけどうしても疑問に思うのが、先ほどからフォレストアドベンチャー総合公園の利用と多く言われてるんですが、これは今度のルートは大海の市街地を通っていくわけですよね、総合公園に。大海駅の近くを通るということで、なぜ大海にバス停を、観光客の利便性というのであれば、大海のこれはそこそこ市街地も形成されておりますし、駅も近いですので、旧のこの大海の町の中を通るのであれば、なぜ大海駅の停留所の設置を考えなかったか、その理由だけ1点教えてほしいなと思います。

〇小野田直美委員長 白井行政課公共交通対 策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 大海駅前のそのバス停がちょっと奥まったところにありまして、車両がポンチョという中型のバスで運行しているものですから、若干この狭いところに入らなくてはいけないところで、運行上の理由もありまして、大海駅前は通過ということにさせていただきました。

〇小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 いろいろ御苦労があって、 旧の151号線のところで、中町のところでS バスもとまるし豊鉄バスもとまって、路肩も 大海のより広いか狭いかとはあえて言いませ んが、そこら辺もまた工夫をしていただけれ ばいいなと思っております。

1年後に仮にできようが、また工夫されて 利便性がよくなったと私は理解いたしますの で、ぜひ要望として、意見として上げておき ます。

以上です。

〇小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

〇山田辰也委員 では第89号議案、新城市市 営バスの設置及び管理に関する条例の一部改 正について、反対の立場で討論いたします。

バスは市民の足であって、観光客のための ものだけでは私はないと考えています。

バス停の廃止をするということは、非常に 悲しいことで、追加をするということは歓迎 できるんですが、費用対効果とかいろいろな 説明がありましたけど、費用対効果とかいろ いろなことを考えるのでしたら、高速バスを やめるべきですし、人が乗ってないような鳳 来寺山に上がるラインも、これは不要だと思 っております。

トイレのこととかいろいろなことは分かりますが、一番の大きな問題はもっくるの安全性が確保できていないと考えているからです。もっくるのバス停には、高速バス山の湊号の名古屋へ行くバスも入ってきますし、そこへまたこのバスが入ってくるというのは、足の遅いそういう方たちにとっては非常に危険ではないかと私は今でも思っています。市民福祉の点からバス停の廃止は、市民にとっては逆効果であり失望感を生むだけで、これはぜ

ひ考え直してほしいと思っております。

よって、安全の担保とか市民の足を考えれば、県の資材置場とかそういうところも検討されたはずですのに、こういう結果が出てきたのは非常に残念だと思っています。

以上、反対の立場で討論いたしました。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

〇柴田賢治郎委員 私、柴田は89号議案に賛成の立場で討論を行います。

本議案は、現存の資源をより効率よく利用 するために必要な変更であります。 もっくる 新城をハブとし、利用者の安全な動線を確保 する配慮があったことは、さきの説明で理解 できます。

待合場所に設備がないよりも、限られた資源の中で、安全性を配慮した場所を整備し集約することが、より市民福祉に寄与すると考え賛成いたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

〇小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第90号議案 新城市コミュニティ・ ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条 例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

O佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第90号議案、新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について質疑をしたいと思いますが、昨日の本会議質疑の中でほぼわかったんですが、1点ちょっと確認です。

この基金の原資というのは、ふるさと納税 ということで、今年度、令和3年度に100万 円、4年度に200万円の目標額というか目安 で見込んでおられると。それで令和5年度の 実施事業から充当するという御説明だったと 思います。

それでもしそのふるさと納税で、その目安 の金額が集まらなかった場合はどのようにす るのか。例えばほかの財源から補塡するのか という部分をお聞かせ願いたいと思います。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 財源の御質 間をいただきました。現在行っておる、めざ せ明日のまちづくり事業補助金につきまして は、みんなのまちづくり基金のほぼ全額を充 当しております。

それで今回、このコミュニティ推進基金を 設立しまして、令和5年度からそちらを充て ていくんですけれども、当然このコミュニティ・ビジネス推進基金のみでは賄えないとい うことで、ふるさと納税を原資としたこの基 金プラス市からも出します。その市から出す のはみんなのまちづくり基金なんですけれど も、そちらを大体同等額充てていくことを想 定しておるんですが、もし集まらないという ことになってきますと、その分、みんなのま ちづくり基金を充てていくことになるかなと 考えております。

〇小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。では逆に、 ふるさと納税でたくさん基金が積み上がった という場合に何か、どうしていくのかという ことを教えてください。 **〇小野田直美委員長** 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 物すごくた くさん集まってきたということは、すごくあ りがたいことで、当然そうしますと当初は大 体年間200万円を想定しておるわけなんです が、それと同等額といいますと400万円の事 業規模になってきますけれども、現在もめざ せ明日のまちづくりでは、大体、昨年度の実 績でも350万円ほどの実績がありますけれど も、そうすると事業規模として400万円ぐら いを想定するんですが、当然、その基金のほ うでふえてくれば、また申請団体のほうの要 望といいますか、そちらのほうの申請の出具 合というところも出てくるかとは思いますけ れども、そうしたところで例えば件数をふや していくような予算の取り方、400万円を超 える予算額を計上していくようなことも想定 しております。

〇小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

〇山田辰也委員 では昨日の本会議の中で皆 さんの意見の中にありましたので、確認しな がら今回の制定の目的とか理由をちょっと聞 いていきたいと思います。

このコミュニティビジネスですが、先ほど 佐宗委員の中からも基金の設置をして使って いくという、このコミュニティのビジネスと いう本来の目的について伺いたいと思います けどお願いします。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

○松下領治まちづくり推進課長 コミュニティビジネスとはということなんですけれども、昨日の御答弁でも説明しましたとおり、地域 課題の解決について、ビジネスの手法を用いて解決していくということです。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 僕はこういう商売の関係で

思ったんですが、公共商社もそうだったんですが、このコミュニティビジネスとかいうその言葉にどうも翻弄されている点が多くて、そのビジネスの点についてといいますけど、本来、公共のものを条例で制定するんですが、このビジネスの考えというのは、あくまでも利益追求ですから、ここでいうビジネスというのはどうもとらえにくいぼやっとしたところがあるんです。

それで目的制定の中にも65歳以上の地域課題を解決するためにつくる、高齢者の能力を発揮するためのものであるという説明が昨日あったと思うんですが、これは現在、バッティングするかもしれませんけど、同じような考えでやっている明日まちとか、活動交付金も、これはほとんど65歳以上の人たちが入っていると思うんですけど、年齢的なものとか、これはどうも年をいったリタイアした方にとこの説明があったんですけど、これは全体的にどういう年齢的な目的を持っていますでしょうか伺います。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

○松下領治まちづくり推進課長 現在のめざ せ明日のまちづくり事業のコミュニティビジネスの立ち上げ事業につきましては、若者や 女性の活躍を期待するというところがありま して、団体の構成メンバーについて半数以上 が若者であるだとか、女性であるというよう な条件を付しておりますけれども、今回、高 齢者の方たちも含めて全ての世代の方たちに 広く開くものでございます。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 それはわかるんですが、これは創造会議の中から出てきたものだったと思いますけど、全てのものとか、そういういろんな考えは大体同じだと思うんです。ですからこれはこのコミュニティビジネスというその言葉に、どうも皆さんが飛びつくんじゃないかと思うんですけど、活動交付金とか明

日まちとか共通する点はたくさんあるのでは ないかと思いますけど、異なった部分とはど こがあるんでしょうか伺います。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 議員が今おっしゃられた、その明日まちというのは、めざせ明日のまちで、めざまちのことですね。

地域活動交付金というお話もございましたけれども、特にめざせ明日のまちづくり事業のコミュニティビジネス立ち上げ事業につきましては、民間が行える分野であれば、当然民間の企業なりがやっていく事業だとは思いますけれども、そういったところから漏れているような、ただし地域の中では課題になっているようなところを補っていくということでございます。

それでコミュニティビジネスは確かに片仮名の言葉でなかなかわかりにくいところもございますけれども、今後は新しい公共というような言い方もありますけれども、例えばその地域課題を解決する団体がNPO法人であるだとか、昨年12月に成立しました労働者協同組合であるだとかいうところで地域を支え合っていくというようなことを推進していくということでございます。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 ビジネスといいますと、先 ほどちょっと言った公共の福祉とかはちょっ と離れてくると私は思っています。例えばこれは特に若者でもそうですけど、なかなか思いつかないから、今度はこっちへ飛びつくん じゃないかと、そう思っています。

これは事業の継続性については、過疎交付金だと成果が出てこれで終わりというのがあるんですけど、ビジネスとしてでしたら、事業の継続性がないとこれは商売、基本的なところはないんですけど、この事業の継続性については考えておられますでしょうか伺います。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 事業の継続性というところは非常に重要なポイントだと思っております。

それで今回の基金の、この運用する事業に つきましては、今あるめざせ明日のまちづく り事業の要綱を改正していくことになってき ます。新しいものをつくるというわけではな くて、今あるものを改正して運用していくと いうことでございます。

〇小野田直美委員長 山田辰也委員。

〇山田辰也委員 共通している部分もいろい ろなところを見てあったものですから、改正 するなら特別につくる必要はないんじゃない かと、私はそう持論で持っているんですが、 リタイアした人にも参加していただく、いろ いろなビジネスの観点からと言いますけど、 これは市内でずっとやっている方ですと思い つかないこともあるんですけど、外から入っ てきた方にもこれは開かれておりますでしょ うか。市外とか外国人とか、いろいろな方が このコミュニティビジネスという名前に参加 できるような、そういう仕組みも考えておら れますでしょうか、何います。

〇小野田直美委員長 話せますか、大丈夫ですか。

〔「ではちょっと」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 かえてください。

〇山田辰也委員 かえて、基金設置の条例ですから、ふるさと納税を使ってこうするというのはわかります。しかし千郷地域でも、たしか活動交付金の申請はなかったと思うんです。ですからこれは新しくつくるより、その中の枠を広げるほうが重要であって、雨上がりのタケノコみたいにどんどんつくっていけばだんだん新しいものに飛びつく人が多くなると思うんです。

それでそういうものをつくると基金の運用 に対しての申請も多くなるとは思うんですけ ど、どうしても甘くなるんじゃないかと思うんです。

やはりもう少しこの内容を精査するべきだと思うんですが、山崎議員が不正受給があったようなことも考えますと、あまりこのことについては、私は進めることよりは改定ということを考えてますが、基本には明日まちだということを聞いておりますけど、いろいろなものの管理とか設置は、ベースにはそのめざせ明日のまちづくりが基になっていますでしょうか、確認します。お願いします。

〇小野田直美委員長 よろしいですか。では 結構です。

では1時間たちましたので10分休憩したいと思います。

10時10分再開いたします。

休 憩 午前 9 時 58分 再 開 午前 10 時 6 分

〇小野田直美委員長 休憩前に引き続き再開 します。

では、ほかに質疑はありませんか。 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは基金の条例という ことをちょっと念に入れて質疑します。

コミュニティビジネスの定義等につきましては、いただいた資料のめざまちの補助金の 交付要綱にあるコミュニティビジネスの定義 と同じということで理解しておきます。

それで1つ疑問なのが、既にそのめざせ明日のまちづくり基金があって、それでその交付金要綱の中にはコミュニティビジネスとしっかりうたわれて、それからいろいろな要綱が定められておって、様式まで全てそろっておるのにもかかわらず、そこからわざわざコミュニティビジネスだけを基金として取り出す意味がわからないんです。

わざわざ新しい基金をつくらなくても、そのお金の寄附とか原資の取り扱いだけでそういう判断をしたのか、しんしろ創造会議の提言とかそういったものの中から、そういった

わざわざ基金をつくる必要が生じたのかとい う、その辺の経緯がよくわからないんです。

既にあるものをわざわざ分離して、新しくつくる必要があるのか、今後、コミュニティビジネスというものを新城のそういったいろいろな課題解決や、そういったものに推進していく、特化するために、わざわざ抜き出したのかとか、何でというのが今思った疑問なんです。その辺をまずお願いします。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 その基金の 設立につきましては、しんしろ創造会議の答 申のほうにもございまして、答申の中に生活 課題に取り組むコミュニティビジネスへの資 金支援を目的とする基金を設立して、そのビ ジネスに賛同する市民等から幅広く資金の提 供を求めることということが答申にございま した。

それでどのようにその資金を集めていくか ということを検討しまして、今回の基金の設 立を提案させていただいておるということで ございます。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうするとその基金の原資を別にプールするために、わざわざこの基金をつくった。内容的には今までのこのめざまちと、その中にあるコミュニティビジネスのいろいろな、先ほどは要綱が少し、新しくつくるだか要綱を変えるだかはあれですけれども、それでわざわざ別にしたと。

それで創造会議からの答申でそういった提案があったかもしれないけど、そもそもの市長マニフェストの賢人会議の目的というのは、ちょっとそれも入るかもしれんけど、私の理解ではそうじゃなかったようなイメージを描いていて、人生100年時代というのが、特にその資金の地域内循環ですとか、高齢者の年金を使うとか、そんなようなことを言ってたなと。それはそれでいいと思ったんですけど、

わざわざ今あるコミュニティビジネスをわざ わざそれで取り出してと、では賢人会議や創 造会議の提言とは、今あることの、全く新し い仕組みでもつくるのかなと思ったらそうじ ゃなかったので、ちょっと意外だったのかな と。それが出発点として基金をつくったと。

それで要綱については、このめざまちの要綱に準拠するのか、全くこの普通基金と要綱、あるいは条例とかいうのはセットになるんですけど、今回は基金だけの条例だったので、その辺の使い勝手とかはわからなくて、それで参考資料で出てきたのがこのめざまちの要綱だったもので、それに準拠するのかなと。

じゃあこれに関連して、今はめざまちの要 綱の中からコミュニティーに関する部分を抜 き出しする。そしてそれがこっちへ一緒にな っちゃうのかなと思ったんですけど、新たに その専用の要綱を、さきにいろいろ説明があ ったように、原資をふるさと基金だとか寄附 だとか、篤志家の寄附を充てるというような ことの説明があったので、そういったことも 明記したような何か条例の要綱をつくられる のか、その辺の予定はあるのか、この基金だ けをつくっちゃって、あとはそうやってい というのか、その辺はどうなっていますか。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 要綱につきましては、めざせ明日のまちづくり事業補助金の要綱を、先ほども御答弁しましたけども、対象を拡大するですとか、あと今考えておりますのは、今の要綱では2年間は補助を受けられるというものがありますけれども、しんしろ創造会議のほうでもちょっと議論があったところですが、それを金融機関の方たちとも相談したところが、3年は補助を出してもいいじゃないかというようなお話もあります。

そういったところも要綱を改正していくと いう、めざせ明日のまちづくり事業補助金の 交付要綱の要綱を改正していくということで 対応していきたいというように考えております。

- 〇小野田直美委員長 滝川健司委員。
- ○滝川健司委員 要綱を別に、今言ったよう な形で要綱を新しくつくるんじゃなくて、め ざまちの要綱を改正していって、ただしその コミュニティビジネスについては、コミュニティ・ビジネス基金を活用するというような、そういうイメージですか。
- **〇小野田直美委員長** 松下まちづくり推進課 長。
- **〇松下領治まちづくり推進課長** めざせ明日 のまちづくり事業補助金事業の財源に今回の コミュニティ推進基金と、先ほど申しました、 みんなのまちづくり基金を充てていくという ような形になります。
- 〇小野田直美委員長 滝川健司委員。
- ○滝川健司委員 ちょっとよくわからないが、 新しくつくるんだったら、それ専用の要綱というのはつくったほうがわかりやすいのかなと。ほとんど一緒だったら、今言われた年数でとかいろいろなことを、もう少しビジネスのあれを広げるとか、それだったら別に要綱というか、それをつくったほうがわかりやすいと思うんだけど。

それでコミュニティビジネスを推進するための財源というのは、要は補助金ですよね。 交付金というか補助金なので、その要綱を、この基金専用の要綱をつくったほうがわかりやすいと思うんだけど。その財源だけだったら、わざわざその新しく基金をつくる必要は、基金は今いっぱいあって、使ってないような基金もあるけど、それを言っていくとまた外れてくるのでやめますけど、わかりやすさと目新しさといったらいかんけど、新しくこういうものを、事業を始めるんだというニュアンスからいくと、この基金と補助要綱、交付要綱というのをセットにしてアピールしたほうが、よりアピール力があると思うんだけど、めざまちから何だ、これは除いただけじゃな いかという、財源だけを取り出しただけじゃないかというイメージにならないようにしたほうが、もう少しこういったことに力を入れていくという、アピール力は高いと思うんだけど、そこまでは考えてないか。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

○松下領治まちづくり推進課長 しんしろ創造会議の答申のほうにも、めざせ明日のまちづくり事業という項目がありまして、こちらのほうには若者や女性だけでなく、高齢者を含めた全ての市民が市民自治確立のために起業することを応援する取り組みとして、めざせ明日のまちづくり事業の支援対象者を見直すこととなってはおるんですけれども、確かにそのコミュニティビジネスの推進補助金なんだというようなことを打ち出していくのは、確かにそのほうがインパクトがあるかなとは思います。

それで今、めざせ明日のまちづくり事業補助金につきましては、このコミュニティビジネス立ち上げ事業のほかに、自由事業というものがございます。これは地域自治区をまたいでおるようなものを対象にして行っておるんですけれども、そちらのほうとのまたちょっと調整もしなければいけないと考えております。

それで完全にコミュニティビジネスの推進 に関するものだけということになれば、当然 そのような名前にしていくということも考え ております。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 自由事業とコミュニティビジネス立ち上げ事業と分離しちゃうとやりにくいのか、別にめざまちは自由事業専用、コミュニティビジネスはコミュニティ・ビジネス基金専用で、要綱なら別に議会の議決は要らないので、ちゃんと分けたほうがアピール力もあるし、今後、新城市はその事業を推進していくという意味では、目新しさというか

もあるし、マスコミ受けもいいような気がするんだけど、いかがですか。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 委員のおっ しゃることを参考にさせていただいて、検討 していきたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 余分なことかもしれませんけど、ちょっとそうしたほうがよりこの創造会議から出た新しい形の事業だということをアピールして、力を入れていくという意味ではそのほうがいいのかなと思ってますのでぜひ検討して、要綱ですので議会の議決も要りませんので、またつくっていただくことを部内で話し合っていただければと思います。

あとは特に、財源がちょっと200万円で、 目標が300万円でしたか。どの程度の枠が想 定されているのかわからないけど、それだけ でいいのかというように思っちゃったんだけ ど、今後はどういった形で、もっと大きな補 助の枠の上限も、めざまちのほうだったら 100万円になっているもので、300万円だとし たら3件で、4件、5件と出てきたらどうす るのかと思っちゃったんだけど、もう少しそ の枠をふやして余裕のある、その都度そうな ったらほかから持ってくるということは可能 なのでいいのかもしれないけど、あまり多過 ぎてもあれだし、ちょっと意外に少ないなと 思ったのが実感なんですけど、その辺につい て、その補助限度額と基金の目標との整合性 はいいのかなと思ったんですけど、いかがで すか。

〇小野田直美委員長 松下まちづくり推進課 長。

〇松下領治まちづくり推進課長 令和5年度 の取り崩しのときには、目標300万円をため ておいて、それを取り崩しながら、それでみ んなのまちづくり基金と合わせて、同等額と いうことですので400万円の事業費ということで、まずこれまでもめざせ明日のまちづくり事業で、28年度から始まっておりますけれども、大体多い年で昨年度が4件ということで、少ないときは0件のときも実際はございました。ですので一応、昨年度が一番多かったというところで350万円という結果ではあったものですから、そこを目標にしておるところでございます。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にします。限度額いっぱいの事業というのは、なかなかそうはないのかもしれないので、それで何とか賄っていけるのかなと理解しておきます。

年度によっては偏ったりするということもわかりますし、今後どういった形で大きく発展して、大きな限度額を超えるような事業が出れば本当は一番いいんですけど、その辺もちょっと予測できない段階でのあれですので、現時点ではいいし、そういう状況になったら基金の積み増しをすれば済むことなのかなと思ってますし、そういう形で対応していくということで理解しておきます。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 質疑なしと認めます。 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

〇山田辰也委員 第90号議案、新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定で、反対の立場で討論いたします。

この事業の基金の積立てなんですが、この コミュニティビジネス自体が私は悪いと言っ ているわけではないんです。コミュニティビ ジネスでおしゃべりカフェとか地域食堂とか、 地域に関係した商売、ビジネスとしては成り 立っていっていただきたいと思うんですが、 根本的には明日まちの改定であれば、私は十 分だと思っておりました。

この横文字でわざわざ新しいものをつくる というのは、その中の基金ですが、ふるさと 納税から基金を流用するためのその条例は、 そこまでも必要はないと思うんです。今のま まで私はいいと思っております。

しんしろ創造会議より出した成果のために わざわざ基金を取り出して、こういう条例を つくるというのは、私はまだ時期尚早で、以 前のままでいいかと考えており、反対といた します。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

〇柴田賢治郎委員 私、柴田は90議案に賛成 の立場で討論を行いたいと思います。

コミュニティビジネスは先ほども言われましたが、非営利でビジネスになりにくいところというところで、私としてはその原資としてふるさと納税を充てるなど、やはり幅広く資金の確保というのが必要であると思います。

それで基金を設立してという必要性は、今 この時代にあるということで、私は賛成とい たしたいと思います。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇小野田直美委員長 起立多数と認めます。 よって、第90号議案は原案のとおり可決す べきものと決定しました。

次に、第91号議案 新城市住民投票条例の

一部改正を議題とします。 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。 よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

次に、第136号議案 新城市過疎地域持続 的発展計画の策定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第136号議案、新城市過疎地域持続的発展計画の策定について。

今回、昨日資料をいただいたものですから、あまりしつかりというかじっくりというか、 見落としがあるかもしれませんが、これまで の新城市過疎地域自立促進計画と、今回の新 しい発展計画案をちょっと比較して見比べて みたんですが、基本的にはこれまでの新城市 過疎地域自立促進計画をベースにして、それ で例えばデータが新しくなったところは変更 したり、新しいデータを追加したり、それか ら状況が変化した、例えばこれから開通予定 ですといったものが開通したので、開通しと か、そういう状況の修正だとか、それから今 まであった項目を分割した部分だとか、それ から今までなかった新たな項目が追加された と、違うところもあるんですが、大きく言う と以前の促進計画をほぼ踏襲しておるという ように見て取れたんですが、その中で各項目 にこの公共施設等総合管理計画との整合とい う項目が大体入っていて、そのあたりが大き く変わったのかなと感じました。

それでその中でちょっと数点あるんですが一つずつ。

まず1点目なんですが、新計画案の4ページです。市の概況のウ、市の社会経済発展の方向の概要、それでこの鳳来地区、作手地区の内容を見ると、これまでの促進計画では宅地分譲や空き家バンク制度を活用し、田舎暮らしを求める方の定住促進も図っていくという文言があったんですが、今度の新しい計画案ではその文言が削除されていました。

それから関連して新計画案の67ページ、10、 集落の整備の内容の中で、以前の促進計画の 中では、住宅用地の確保及び空き家対策とあ ったのですが、これも新しい計画案では削除 されています。要はその宅地分譲だとか空き 家の活用という部分が、それぞれ項目で削除 されていました。

その代わりなのかもしれませんが、今度の新しい計画案の21ページに移住定住、地域間交流の促進、人材確保という項目がありまして、その中に新城市空き家バンクポータルサイトによる住宅情報を提供するということと、長者平団地分譲宅地を販売し、定住促進を図るというのがあったんですが、この以前の計画と今回の新計画案の、その宅地分譲だとか空き家の活用という内容を考えると、ちょっと表現が弱くなったんじゃないかなと感じたんですが、このように変更した理由をまず伺いたいと思います。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

〇杉浦達也企画政策課長 ただいま佐宗委員 のほうから御指摘のあった部分、まず21ペー ジの下のほう、(2) その他対策の中で、黒 丸で幾つかを示させていただきましたが、そ この中に委員おっしゃられるように新城市空 き家バンクポータルサイトによる住宅情報を 提供するとともに、住宅改修時には補助金を 交付する。それから長者平団地分譲宅地を販 売し、作手地区の住宅促進を図るという表現 をここに記させていただきました。

というのは、今回の持続的発展計画に変更する大きな変更点の中にこの対象分野、今までは区分という表現もしていたかもしれませんが、対象とするその区分につきまして、人材育成と、この21ページの上のところにも表現してありますが、そちらの項目が法律上、ので、これまでの自立促進計画の表現も生かしつい、ここに集約したというような意図がては弱い部分もあろうかとは思いますが、では弱い部分もあろうかとは思いますが、では弱い部分もあろうかとは思いますが、では弱い部分もあろうかとは思いますが、では弱い部分もあろうかとは思いますが、では弱い部分もあろうかとは思います。

〇小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

〇佐宗龍俊委員 わかりました。移行したのは全然問題ないと思うんです。逆にかえってきちんとまとまったというイメージはあったので。

ただ、ちょっと表現が弱くなったんじゃないかと。何か以前の計画と比べると、今度の新しい計画案はあまり、定住対策と言いながら定住促進を図るという、その思いが弱くなったんじゃないかなとちょっと感じたので、ちょっとそこら辺は表現も含めて、また御検討いただければと思います。

それから2点目なんですが、53ページ、54ページで、7番の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところで、これは以前の計画ですと高齢者等のという部分で、今回は子育て環境の確保とい

う文言が追加されたと思います。

それでその中で、鳳来地区も作手地区もそ うなんですが、(1)現状と問題点のまずイ です。子育て支援、児童福祉の中の下から2 行目なんですけれども、女性の社会進出とと もに家庭における保育が難しくなりという部 分、これは新旧同じ文言で入っていると思う んですが、ここら辺の表現が今の情勢ですと 女性の社会進出と表現するよりも、もう少し ここは共働きだったり、核家族化だったりと いう部分も含めて表現を少し、女性の社会進 出ということだけに限定するのはいかがかな ということと、その下のウの母子福祉です。 これはひとり親世帯がという部分で、少し平 仮名になったり、ちょっと数値が変わったり ということであったんですが、この表題の母 子福祉という言い方、これは何か法律上の表 現ならいいんですが、基本的にやっぱりひと り親世帯に対することだと思うので、この母 子福祉という表現がいいのか、この2点をち ょっと伺いたいと思います。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは53ページ、 (1)、イの部分の下から2行目、女性の社会進出というところの表現ということですが、確かに共働きという表現のほうが今の時代に合うというか、表現は佐宗さんの意見も参考にさせていただきたいと思いますが、この本計画につきましては、愛知県の県が策定するこの持続的発展計画の方針と、県が立てた方針に沿って各市町村は策定をすることとなっておりまして、県の計画にも沿いつつ、新城市の特徴も含めながら策定すると。

これにつきましては県のほうから正式回答というか、同意しますよというものを今県からいただいているという段階で、議会のほうに上程させていただきますので、表現につきましては今から変更するというのがちょっと難しい部分もありますが、今後、まだ詳細は国から通知が来ておりませんが、過去の計画

ですと修正することも可能でございます。ですので大きな修正がなければ軽微な変更という形で、議会に諮らずともできるということで、これまでもやってきましたので、今回の持続的発展計画がそのようになるのかはまだこれから、国からの詳細通知が来るのを待っているという状況であります。

ですので表現について修正する部分があれば、参考に修正させていただければなと思います。

それからウの母子福祉でございますが、たしか表現としましては、すみません、これまでも同じような表現を使っておったか、国のその作成事例というのがあるので、それを参考に各項目をつくっておりますので、それに沿ったような形でつくらせていただいておりますので、もし修正が可能ならそれも含めて参考にさせていただきたいなと思います。

〇小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。もし修正可能であればまた検討していただいて、修正していただければと思います。

3点目なんですが、今回新たに追加された71ページ、12番の再生エネルギーの利用の推進という項目の内容なんですが、(1)の現状と問題点のところで、一番最後に地域住民とのトラブルに至る例も発生していると記載してあります。これの現状は新城市内でも各地でトラブルがあったりしているので、きちんと現状と問題点のところに書いていただいたと思うんですが、(2)のその対策という中に、その対策が書かれていないんです。その理由を伺いたいなと思うんですが。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 71ページの(2) その対策の文章の中に、その地域住民とのトラブルに至る事例に対する対策という表現が ここにはないのじゃないかという御指摘だと 思います。

市役所庁内の各課に、この計画の中身のほ

うについては記入のお願いをさせていただい て、取りまとめたものとしてこの計画になっ ておるわけですが、すみません、そこの細か い部分の表現までは、ちょっと私のほうでは そこまで見られなかった分もございますので、 先ほどと同じになりますが、今後その本文修 正等ができる機会もあろうかとは思いますが、 その際にまた一度改めて見直しをさせていた だきたいと思います。

〇小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 具体的に書ける内容があって修正ができるのであればしていただきたいと思いますが、今回のその計画策定とは違いますが、本来というか、本当に望むのは実際にそういうトラブルが起こったときにうまく解決するとか、トラブルが起こらないようなことを実際に市のほうでやっていただくということが大事だと思いますので、すみません、この点はよろしくお願いします。

じゃあ最後になります。4点目なんですが、新しい計画案の73ページ、最後のほうです。13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項という内容のところなんですが、以前の促進計画では、同じ項目のところに具体的な事業内容が書いてありまして、そこにつくで祭りとめざせ明日のまちづくり事業という、その具体的事業内容が計画として入っていました。ところが今回の新しい計画案ではその具体的な事業内容が削除されているんですが、その理由を伺いたいと思います。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、73ページの 13、その他地域の持続的発展に関し必要な事 項という部分でございますが、すみません、 つくで祭り、それからめざせ明日のまちづく り事業、特に削除した理由はすみません、特 にございませんが、この構成の中でそれ以降、 74ページ以降に事業計画ですが、そちらを載 せさせていただいておりまして、そこの中に 例えば85ページを御覧いただきますと、そち らにはつくで祭りは載せてないですが、文化 イベント開催事業の中に、つくでの森音だと か古城まつりとか、84ページにはつくでっ子 元気事業とピックアップした形にはなります が、こちらの事業計画のほうでは反映させて いただいておるかなと考えております。

〇小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

〇佐宗龍俊委員 わかりました。基本的にそ の13の項目のところには、具体的には載せて ないけれども、一覧表の中で実際には11、地 域文化の振興等という項目なので、ちょっと 項目が違うんですが、そこにそのようなこと も入っているよということで理解はしたんで すが、なぜ今回ちょっとこれを私がわざわざ 持ち出したかというと、今さらなんですが、 つくで祭りについては現在はもう廃止という か、実行委員会の皆さんが予算的な面で厳し くて開催できないという状態になっておるん ですが、これは当時、市の補助金がもうなく なるよということで、つくで祭りの開催が困 難だと、作手地区の皆さんが一生懸命に悩ん で、じゃあ自治区予算や地域活動交付金を活 用して開催をしたらどうだという検討をして、 実は行政に相談もしたんです。ところが行政 のほうからは、つくで祭りというそういう行 事には、自治区予算や地域活動交付金は使え ないんだという回答がありました。

それで結局、原資がなくて厳しいということで、泣く泣くつくで祭りは廃止というか、開催できないということになったと私は記憶しているんですが、しかしこれまでの新城市過疎地域自立促進計画の、この13番の項目を見ると、地域特性を生かした自発的なまちづくりを促進するため、地域活動交付金や補助金等を活用していく。それでその事業内容につくで祭りと書いてあったんです。

私が当時それをきちんと、ちょっと勉強不 足だったのですごく後悔してるんですが、こ こを見て、これを示して、ここにこうやって 書いてあるじゃないかと。だったら地域活動 交付金や自治区予算をつくで祭りに使えるんじゃないかというようなことも言えたのかなと思って非常に後悔してるんですが、ただこのように書いてあったにもかかわらず使えませんということで、地域の振興が少し後退したというか、作手の方たちはちょっとがっかりしたという部分があるので、その件について、私のこの理解が間違っているかもしれませんので、この件に対する見解を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇小野田直美委員長 西村企画部長。

○西村仁志企画部長 私が答えていいのかど うかですけども、すみません、ちょっと当時 のことがよくわからない部分もありますが、一般的にいって自治区予算というのは、地域 の課題を市役所が実施する、市役所に予算を つけるという形ですので、つくで祭りを市役 所がやる事業というのは、なかなか言いにく いのではないかというのが、まずそうした判 断があったのではないかなと推測します。

それで、あと活動交付金はどうなんだというところについては、例えばですが、作手地区のある団体が、そのつくで祭りの1つの、例えばある団体が活動をしていて、そのつくで祭りにおいて何かパフォーマンスを披露するのも活動の一つだということに対して、その団体が行っているその事業に対しての、団体というのは何かパフォーマンスをやる活動団体に対しての地域活動交付金の交付というのだったら、恐らく認められたんじゃないかなとは思うんですが、ちょっとすみません、そこら辺の経過がわからないものでいけないですけど、今単純にそうだったんじゃないかなというので申し訳ありません。

〇小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ここはすみません、また別でいろいろと議論したいと思いますが、当時、確かに今おっしゃられた内容で全く同じ説明を受けております。そのつくで祭り全体に交付金や補助金を活用するというのは難しいだ

ろうと、個々の団体が申請するのはいいだろうという説明は聞いているんですが、ただ私が今回言いたいのは、要するにこの旧の自立促進計画の中に、そのように感じ受け取れる表現があったので、これがちょっと紛らわしいというか、だから今回、わざわざ抜いたのかななんて思ったりもしたんですが、別にそういうわけではなくて、今回はたまたまその具体的な事業内容は記載しなかったという理解でよろしいでしょうか。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 何か意図があって あえて抜いたのかということかなと思います が、すみませんちょっとそういう意図があっ たかないか、申し訳ありません、そこまでは 考えてないと言ったらいけませんが、そうい う意図があるかどうかは、すみませんちょっ とここではお答えできなくて申し訳ありません。

〇小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 まず基本的なことを確認したいんだけど、基本方針で第二総計をベースにということで、これの整合性をもちろん取っているということで理解してもいいのかなというところを教えてほしいです。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

〇杉浦達也企画政策課長 長田委員さんがおっしゃられるとおり、基本となる市の新城市総合計画、その総合計画を基にこの持続的発展計画も策定すると、そういう位置づけになっております。

ですので例えば19ページを御覧いただきますと、地域の持続的発展の基本方針というページがございます。今の第二次新城市総合計画の将来像もここに掲載させていただきまして、それに基づいて人口推計も総合計画のほうの人口推計を基に、この過疎計画をつくらせていただいたと、そんなつくりになってお

ります。

〇小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 そこを見てもちろん言って いるんだが、そうした上で前回からの変更点 で、あえて公共施設等総合管理計画との整合 を図ることを今回入れたんだけど、その部分 というのは、ここになぜ入れたのかなという のが、悪いことじゃないと思うんですが、そ こだけちょっと教えてほしい。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

〇杉浦達也企画政策課長 今回、新たに新法、 過疎地域の持続的発展特別措置法、この法改 正によりまして、法の中で公共施設等総合管 理計画との整合を図ることという指示がござ いました。それに沿いまして新城市のこの計 画についても、この総合管理計画と整合を図 るよという表現を載せさせていただいたとい う経緯でございます。

〇小野田直美委員長 長田共永委員。

〇長田共永委員 ごめんなさい、特措法の施 行の、これは前文も読んだつもりだったんで すが、整合を図ることという文面があったん だね。

わかりました。そうした上で、せっかくこの新しく新規で入れた整合性が、基本方針及び整備方針に基づきとは、全部一緒だったもので、文言が基本的には。各パートごとの部分、括弧書きの部分が変わるだけで、全部ほとんど文面が一緒だったもので、それならもう少し強調したほうがよかったかなと。

わかりました、それではあわせて聞きます。 今回の特措法はたしか13年まで延長されたと 思うんですが、5年、6年の計画を立ててい くということで理解してもよろしいのでしょ うか。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、愛知県の基本方針に沿いまして、新城市におきましても令和3年度から令和7年度、5か年のまずはこの計画を策定したと、そういった経緯でご

ざいます。

〇小野田直美委員長 長田共永委員。

〇長田共永委員 わかりました。それなら今後のことについての、従前と一緒なら6年だものね、基本的には。そういう形になるとは思います。

特措が延びたことは、これは皆さん方の御 努力で、議会も行政もいいことだと思ってお ります。

あわせてですが、もう一点だけ。細かい点はあえて聞きませんが、総計に従って整合性を取ったと言われるんですが、今回の計画で進捗が早まるとか、財源の有利性というのはわかるんですが、進捗が、これは早まるんじゃないかという部分があったらお願いしたいなと。新規の部分の3本分がたしかありました。その部分でここは重点的に載せたというところが合わせて2か所、2点を教えていただければと思います。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 掲載させていただいた計画の中で、この5年間を待たずに計画が早まるような事業があるかということが1つということだと思いますが、各担当部署から上げていただいた計画をここに載せさせていただいておりますので、私のほうでどの事業がどのくらいの経過で早く事業達成するかというところまではちょっとすみません、承知しておらないところでございます。

それで今回、対象分野に新たに追加させていただいたものとして、先ほどの移住定住の部分であるとか、子育て環境の部分、それから再生可能エネルギーの利用促進の部分が新規に区分で項目としては追加されました。

この計画の中で事業名を載せさせていただいているページが幾つかございますけれども、特に新規に対象分野として追加された部分につきましては、それぞれの各所管課から今後5年間を見通して、どういった事業があるかというのを出していただいたものをこちらに

まとめさせていただいたという形になっておりますので、そういったところがこれまでにはない今回の持続的発展計画のほうには追加された部分かなというように思います。

例えば22ページや23ページを御覧いただきますと、ここは移住定住のところの区分なんですが、対象事業のところ、事業内容のところに事業内容や事業の必要性、事業効果と、そのような区分を載せている事業もあれば、少しページが飛びますが、30ページとか31ページには単なる事業名を載せてあるところで、数値的なものを1行、2行で載せてある部分と、ちょっと分かれているような格好になっていますが、これはハード事業とソフト事業という差でございます。

割と細かく書いているのはソフト事業であ り、事業名やその工事箇所程度の部分につい てはハード事業という表現でなっております。

これは県からも記載例におきましてはハードとソフトとわかるように、こういう表現で表記しなさいという指示がありましたので、そういったところでソフト事業であれば少し厚く載せておるというようなところが強調されたところかなと考えております。

以上です。

○長田共永委員 ありがとうございました。 ○小野田直美委員長 ではほかに質疑はあり ませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 昨日の本会議の質疑と、今 ほかの委員さんから、新設された分野から前 回の計画からの変更点等、資料等も見まして、 その辺については理解したんですが、それで そもそもの過疎地域自立促進特別措置法から 施行して、この持続発展の計画というか、特 措法になったんですが、その従前の特措法と 今回の特措法と大きく違った点を、細かなと ころはいいですけどポイントを少し、どういった項目が変わったのか、要件が変わったのかとか、その辺をちょっと解説していただけ

ますか。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

〇杉浦達也企画政策課長 前回の計画からの 法律に基づく変更点ということだと思います が。

[「新旧対照表は」と呼ぶ者あり]

○杉浦達也企画政策課長 新旧対照表をすみません、つけておりませんが、今回はまず自立促進計画からこの持続的発展計画に、その法律上は過疎に対する考え方が変更されてきた部分がございます。

この過疎地域人口要件と、その財政力要件、この2つございます。それを基にして全部が 過疎であるだとか、新城市の場合は一部過疎 地域に該当しますが、それに該当するかどう かという、その他、経過措置適用地域という のもありますが、どれに該当するかというと ころが変わってきています。

少し細かいですが、新城市の場合は一部過疎地域、旧鳳来町、旧作手村になります。これの見直し基準というものがございまして、過去3年平均、これは2017年度から2019年度、平成28年、29年、30年度、この3か年平均の財政力指数が0.64以下の市町村であること。それでその市町村であり、40年間人口減少率が28%以上あるような地域は一部過疎に該当すると。新城市の場合は旧鳳来、旧作手が、人口減少率を計算しますと33%や34%ぐらいありますので、そのために人口減少率がここに該当する、一部過疎地域に該当するとなってきています。これは今回の見直しによりまして変わった部分でございます。こ

それから計画内容の変更した分は、先ほど 新たな区分が追加されましたよというところ がございますので、移住定住等の新設だった り、子育て環境の確保というのは、今までな かった分が新設されたり、再生可能エネルギ ーの利用の促進というところが新設されたと いうようなところが、前回から変わったとこ ろとなります。 以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 人口要件と財政力要件が見直されたということなのか、ちょっと前の数値等がわからなかったので。それで人口要件も概要だと長期だの中期だのというあれがあるんだけど、一部過疎の場合が旧の鳳来、作手地区の人口の減少が33%から34%で、それが今までは基準が28%なので、今まではそれがもっと高かったという意味なのか、その緩和というか、すると財政力が0.64という、この財政力というのは、鳳来と作手の財政力ということはないもので、新城市の財政力の一部分が、一部過疎も含めた新城市の財政力が0.64で、この数字というのが前は幾つだったのか。

その辺は要するに旧の数字が幾つで、要するに範囲が広がったのか、対象が緩和されたのかということだと思うんだけど、その辺の数値が、旧が幾つで今回が幾つかというのをちょっといただけると、そう緩和されたのかというのが分かるんですが。まずそれだけをお願いします。

- 〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。
- **〇杉浦達也企画政策課長** わかりやすい資料 をお示しできればよかったのですが、すみま せん、口頭で申し上げます。

一部過疎財政力の要件でございますが、財政力指数の市町村平均、これが以前は0.51以下としていたものを今回は0.64以下と設定したとなっております。

それから人口減少率でございますが、すみません、一度整理してお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。 〇小野田直美委員長 お願いします。

一度整理してお答えいただくということで よろしいですか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 何がどう変わったかと、今 言ってくれたほうがよかったです。一回整理 して、その旧と新でどう変わっているのかというのと、要件だけじゃなくて、この概要の 仕様によると、それ以外にも支援措置の見直 しという部分でいろいろ金額の見直しですと か、国税の減価償却の特例、地方税の減収補 填措置、代行事業配慮措置、国庫補助率のか さ上げで金融措置とか、いろいろ概要書には そういった項目の見直しがされたと書いてあ るもので、それが前とどう違うのか、全く新 たに設けられたことなのかとか、その辺もち よっとわかるように説明していただきたかっ たんですけど、今すぐはちょっといいですの で、また整理して出していただければと思い ます。

それからこの法律が今年の3月末で期限を迎えて新たにつくられたわけですけれども、その計画期間が3年の4月1日からと、もう9月なのに4月1日からの計画というのも、ちょっと変だなと思ってるんですけど、これはいろいろ書類というか、県から示されたものだとか、いろんな法律の関係もあるかもしれませんけど、こういうのでいいのかなと。過去に遡って計画といっても、それで議決するんだけど。

それで追加議案だったもので、なかなか深く読み込むことができなかったんですけど、どうして追加議案にせざるを得なかったのか、計画が間に合わなかったのか、パブリックコメントはたしか7月ぐらいにやって、1件ぐらいしかなかったと思ったんですけど、なので当初の告示日に間に合わなかったのは、何か理由があったのかななんて思ってたんですけど、今回の計画とは関係ないですけど、その辺の経緯を少し。計画策定までの経緯というか、法律改正されて策定までの経緯と、議案上程に至るまでの経緯を少しお願いします。

〇小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 国からのいろいろ な通知を待っておりましたが、新年度になり ましてなかなか届かなかった部分がございま

す。ですので愛知県のほうともその協議をしながら、県も国からの通知が届いてないよということでしたが、愛知県と事前に相談させてもらいながら、作業としては進めてきたところでございます。

それでパブリックコメントに付すにしましても、まだ全然県との事前の調整程度で書かざるを得なかったです。それで国のほうからの、県を通じての指示としましては、4月1日から施行するものですから、できるだけ早く市町村の議会を通して施行できるようにということで、今回9月に追加という格好になりました。というのは、12月議会でも支障はないかもしれませんが、既に法は施行されているので、できることなら早くしなさいよという指示です。

それで今回、9月定例会で追加となってしまった分につきましては、新城市が愛知県に対して、事前にこの内容について、それ以前に協議はしていましたが、正式に愛知県に協議を出させていただいたのは8月の19日でした。

それで愛知県としましては、先ほど申し上げた県の方針というのを策定しておりまして、それで愛知県は国のほうに、総務大臣にその正式協議をかけておる段階で、愛知県にしてみれば、正式協議で同意の旨の通知が国から県に来たのが8月27日付だそうです。それで8月27日に国から正式に同意が得られたという報告が県から市に来たのが8月30日だったと。

それで正式な文書が届いたのは9月1日になりましたが、そういったスケジュール的になかなか近々というか、直近のなかなかスケジュールがない中で、急遽といえばいいのでしょうか、時間が短い中でやっておりましたので、追加という形を出させていただいたということでございます。

以上です。

〇小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経過はわかりました。ちょっと追加で昨日の今日だったもので、ちょっといろいろ資料を印刷したり調べたけどなかなかのみ込めなかったもので、いかんせん、用意した資料があれだったんですけど、今追加でそれではちょっとその辺がわかりやすい資料を出していただけるということですので、よろしくお願いします。

計画については4月1日からの計画を今から審議しておるという、それはやむを得ないと思います。国や県のやることですので、市がどうこうできる問題じゃないのかなと、わかりました。

それでいずれにしましても、さっき言った 要件だけではなくて、その従前の措置と新た に見直された措置で、よりこの過疎地域にと って手厚くなった部分とか有利になった部分 という、その辺の違いもわかるといいのかな と思う。

それで新しく追加された項目も、そういったものに基づいて新設されておるのかなとは思うんですけど、それに対する財政的な裏づけとか、その辺の措置とか、その辺もわかるとよりその過疎地域にとっては手厚くされているということがよくわかると思いますので。

旧鳳来、作手が過疎債が使えるわけですけど、今でも使えると思うんですけど、これを聞くとまた外れていくというのでやめようかな、また佐藤君のところに行ってとか、個人的に聞きますけど、有利なら何でもいいかということではないと思うし、その辺のことはまた別の議論になりますので、今回の計画についてはちょっとまだ読み込めてないですけど、今の時点での確認はほかの方の質疑も含めて大体わかりましたので、また追加の資料をよろしくお願いします。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第136号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前11時8分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

総務消防委員会委員長 小野田直美